

『PFOS・PFOAを水道水の水質基準項目へ』環境省が方針発表



《2024年12月24日に発表された方針の概要》

- PFOS・PFOAの2物質を水道水の水質管理目標設定項目から水質基準項目に引き上げ
- 基準値はこれまでの暫定目標値と同じ
PFOS・PFOA合算で50 ng/L
※ng(ナノグラム)=10億分の1g
- 原則、3ヶ月に1回の水質検査義務
- 2026年4月1日に施行となる見込み

水質検査の実施義務は 水道事業者 と 専用水道設置者に

水道事業者

上水道事業, 水道用水供給事業, 簡易水道事業を営む者
⇒ 主に地方自治体

専用水道設置者

集合住宅・工場・学校・旅館・ホテル等に
自家用の水道を設置している者
⇒ 主に民間企業

《2024年に行われた全国の水道水におけるPFASの検査実績調査の結果より》

水道事業者数	3,755
PFASの検査実績あり	2,227
うち暫定目標値超過	0
検査実績なし	1,368
未回答	160

専用水道の設置者数	8,177
PFASの検査実績あり	1,929
うち暫定目標値超過	42
未回答	6,248

基準適合が確認されていない

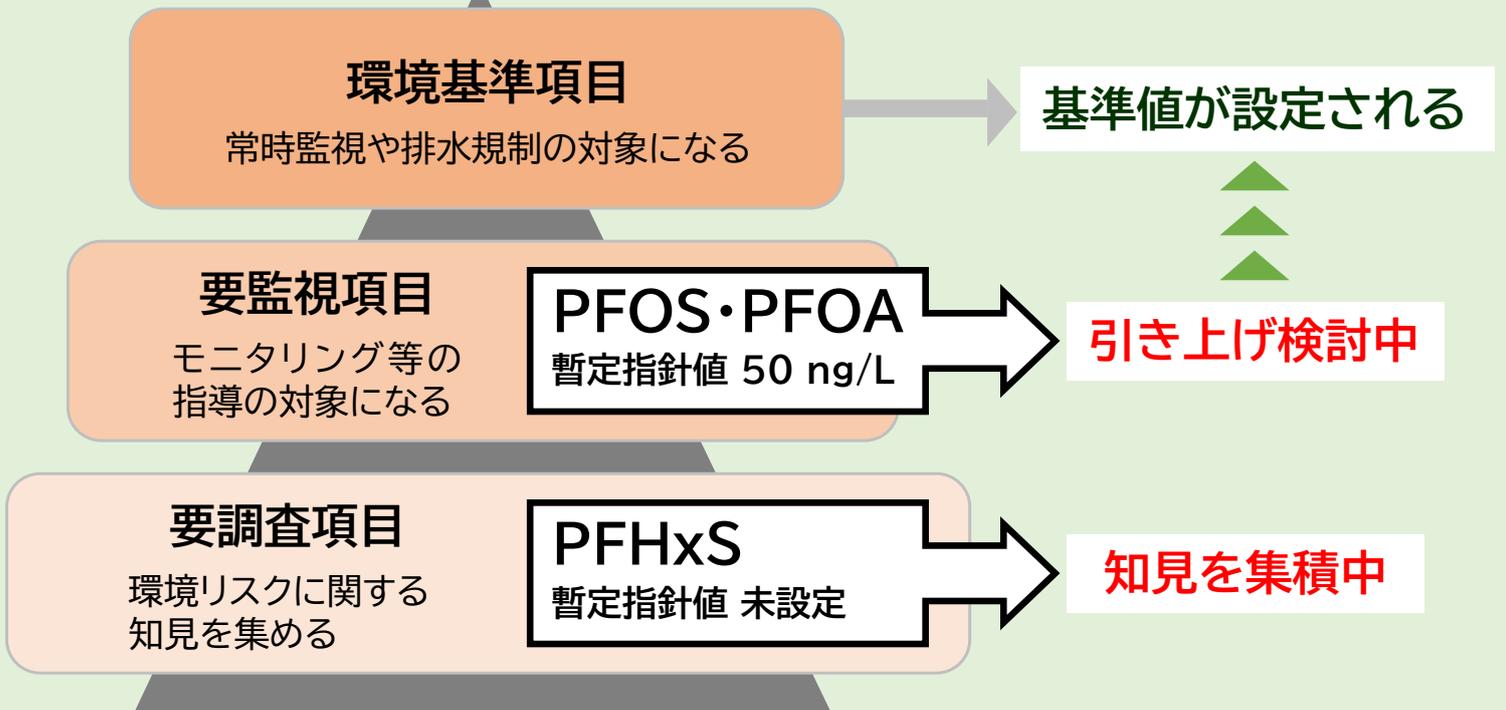
本件が正式に決定すると、施行日である2026年4月1日には検査義務だけでなく**基準遵守義務**が発生することになります。貴社に専用水道がある場合は、早めの水質検査を推奨します。

土壌・地下水についての基準はどうなる？

地下水については、環境省においてPFOS・PFOAの環境基準項目への引き上げが検討されています。

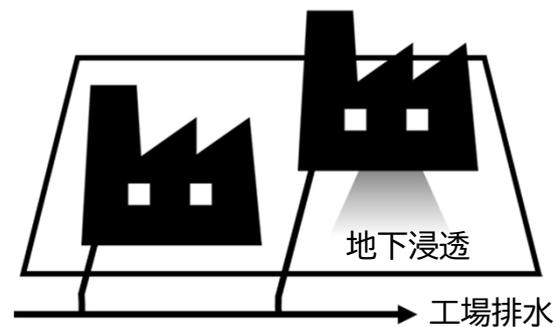
土壌についても検討されている模様ですが情報開示されていません。

人の健康の保護に関する水質汚濁に係る環境基準項目



PFOS・PFOAが環境基準項目になると、水質汚濁防止法においても **排水基準** や **地下浸透基準** が定められるようになります。

また、実際に地下水汚染が生じてしまった特定事業場や有害物質の貯蔵指定事業場では、水質汚濁防止法に基づき **原因調査** や **浄化・拡散防止等の対策義務** が生じる可能性があります。



ランドソリューションでは、環境基準項目への引き上げに備え、PFOS・PFOA等の使用等履歴の把握、ならびに自主的な地下水調査を推奨しています。ぜひ、ご相談ください。

ランドソリューションではPFOS・PFOA等の使用等履歴を把握するための地歴調査や、井戸設置や既存井戸水分析などによる地下水調査のご提案を行っております。

また、出張セミナーや小規模勉強会などのニーズにも対応いたします。お問い合わせお待ちしております。（いずみ）

ランドソリューション株式会社

本社 TEL:03-5412-6700
大阪事務所 TEL:06-6220-1377
名古屋事務所 TEL:052-203-2852

<https://www.landsolution.co.jp/>